

特集 難民「保護」を考える

報告

迫害と保護——EUにおけるジェンダーと庇護¹

ジェーン・フリードマン (Jane FREEDMAN) パリ第8大学 (社会学)、ユネスコ (ジェンダー平等専門家)

訳：工藤晴子 一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員

key words

ジェンダー、迫害、庇護／gender, persecution, asylum

ジェンダーに関連する迫害と暴力の問題は、トランスナショナルなフェミニスト・ネットワークのロビー活動によって国際的な課題として取り上げられるようになり、こうした迫害の犠牲者に対する国際的な保護の必要性は国内的、国際的政治的機関の双方において認識されてきた。しかし、ジェンダーに関連した庇護はいまだ効果的に得られているとはいえないだろう。本稿はヨーロッパ連合における庇護過程に注目し、移民・庇護政策の安全保障化が、ジェンダーに関連する迫害に基づいて庇護を求める人々への保護を弱体化させてきたと主張する。難民レジームの下でなんとか保護を受けるために、庇護を求める女性たちはますます「野蛮な」他文化による「犠牲者」として自らを提示するよう迫られている。

ヨーロッパがその境界を「安全化」させ、移民を管理しようとする際に、庇護希望者はこの「安全」に対する脅威とみなされてきた。ヨーロッパが庇護希望者で「溢れ」ていて、その多くは実は本物の庇護希望者ではなく経済移民であるという認識の広まりと、かれらを受け入れる際に想定されるコストへの懸念が、EU諸国のより規制的な政策への支持を集めてきた。EUにおける全体的な移民の「安全保障化」問題は、ヨーロッパの境界を確固たるものにするという主張が、難民保護による安全を求める人々の主張に対して明らかに優先する状態をもたらしたのである。庇護を希望する女性の声は移民と難民についての支配的な言説の中では耳を傾けられないため、女性たちが直面する迫害と危険はしばしば無視される。さらには、安全のための主張を聞いてもらうために、女性たちは自分たちの主体性や政治的活動を無視した「犠牲者性」の表象に自らを当てはめなければならなくなっている。

1. 難民保護におけるジェンダーに注目する

難民と庇護についての言説と議論においては、長い間、ジェンダー問題に関する考察がなされてこなかった。1951年難民条約は、他の国際人権条約と同様、男性の視点から書かれており、女性の状況や利益は無視されていた。それゆえ、特に女性に関連する暴力と迫害は、多くの場合、難民の地位を認定する理由として妥当とは考えられていない。ジェンダーの視点を庇護政策に取り込むことの難しさは、アメリカや

ヨーロッパなどの先進工業国の庇護政策と実務においてみることができる。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、庇護・難民政策にジェンダーを考慮すべき方法について様々なガイドラインを作成しているが²、これらは各国の政策形成に不完全な形で取り込まれているだけであり、ジェンダーに関連する迫害を難民認定の根拠として認めることに反対する立場もいまだ存在する。こうした反対は、ジェンダーに関連する迫害と女性の活動が「政治的」であるという認識の欠如と、庇護希望者を国家の安全保障の「脅威」として表象する根底的な言説に起因していると考えられる。

2. ジェンダーに関連する迫害と庇護を希望する女性

正確なジェンダー別統計の不足が、ヨーロッパにおける女性の難民と庇護希望者の状況の評価を難しくしている。ジェンダー別統計があるところでは、女性はEU内の庇護申請者全体のうち3分の1しか占めていないことがわかるが³、これはヨーロッパにたどり着き庇護申請を行う過程においてさえ、女性は男性とは異なる障害や選択に直面していることを物語っている。迫害の犠牲者となった女性たちは特定の社会的・経済的制約を受けており、そのため出身国を離れて、庇護申請を行うためにヨーロッパに渡るということは一層困難であろう。例えば多くの場合、女性は子育ての第一義的責任を負っているため、簡単には移動できない。また、経済的不平等によって、女性はそうした移動に必要な資源を手に入れることもできないだろう。そしてEUが国境の「安全化」を進めれば進めるほど、庇護希望者はヨーロッパに入るために密入国斡旋の助けをより必要とすることになるが、多くの女性は斡旋の高額な費用には到底手が届かないだろう。また、密入国斡旋そのものが移民女性に対する暴力、とりわけ性暴力の発生現場となっていることも知られている⁴。

ヨーロッパにおける庇護申請者には男性よりも女性が少ないからといって、女性のほうが迫害されていないと結論付けてはならない。ジェンダーに関連する迫害の形態と原因の特殊性のために、必ずしも迫害が迫害として認識されないという状況を引き起こしている。女性は政治組織のメンバー、活動家、団体組織者であることを理由に迫害されうる。しかし同時に、人をかくまう、食糧や医療を提供する、といったあまり明白でない「政治的」活動のためにも迫害されうる。さらに、女性は宗教的・社会的規範に従わない場合においても、迫害の犠牲者となる可能性が高い。たとえば、特定の服装規範に従わない、婚姻を拒否する、婚姻外の性的関係を持つ、女性器切除などの慣習に従わないというようなときである。これらすべての行動が女性に対する迫害を招いているが、問題はこのようなジェンダーに関連する迫害が多くのヨーロッパ諸国の当局に認識されていないことである。

3. 公私の区別と迫害の否認

人権の自由主義的定義を難民条約の解釈へ適用することによって、多くの自由主義的な権利の言説に見られるような公私の区別が強化されることになった。これまで女性運動は女性に対する暴力なども権利の問題に盛り込むよう主張し、さまざまな領域における女性の権利向上のための基準を再構成し、再展開させてきた⁵。しかし、いまだに公と私の区別の問題は残っている。根底的な公私区別の想定は、女性が行う

行為と女性が被る行為のほとんどが難民法とは無関係であるかのような状況を作り出し、難民法とその実践を弱体化させる。例えば、強制結婚や、女性器切除の恐れは家族や家庭の領域内で起こるものであるために「私的」な恐れであるとされ、それゆえ難民条約の範囲内にあるとみなされない。同様に、女性の「私的」な行動に関わる迫害——特定の服装規範の拒否や、家族という「私的」領域で発生する暴力、つまり夫、父親、その他の家族による暴力など——は難民認定の理由としては認められないだろう。

この公と私の区別は、ドメスティック・バイオレンス（DV）のケースについては特に重要だと言える。暴力を受ける女性が自国の警察や国家当局から助けも保護も得られないという状況があっても、DVは難民の主張とは「無関係」であるとして通常却下されてしまう。このような種類の暴力は、家庭の中で、まさに家族によってふるわれるため、公的領域において生じる他の種類の暴力に比べて深刻ではないと受け取られてしまう⁶。自国の警察に殴られる女性よりも、夫や父に耐え難いほどに殴られている女性のほうが、移民審査官や裁判官によって認められにくいのである。

同様に、性暴力とレイプは「個人的」または「私的」で「個人的な欲望や情欲の感情」の結果であり、迫害や拷問の形態ではないとみなされ、他の暴力と同等のレベルで考慮されないことがある。レイプと性暴力はしばしば巧みに通常化され、普遍的な男女関係の一部とされる。この通常化や、個人間の「私的」関係にレイプを格下げすることによって、女性の庇護を求める訴えが深刻に受け止められないことがある。特に紛争状態においては、女性に対する性暴力は広範に行われていることが多くの研究で指摘されているにもかかわらず⁷、いまだにこの種の暴力は難民の地位を与えるに相応しい「迫害」として必ずしも認識されていない。難民女性の50パーセント以上がレイプの被害の経験があると推定されている⁸。性暴力は明らかに政治的抑圧のための手法であったり、または内戦状態における一般化された暴力である場合もあるが、身体的にも精神的にも女性に危害を加える。こうした暴力にあった女性は、たとえそれが強制的であったとしても、性行為に関わった不名誉をもたらす者とみなされてコミュニティや家族からも拒絶される。しかし、このようなレイプと性暴力の蔓延と、女性の明白な被害があるにもかかわらず、多くの場合、難民条約上の「深刻な危害」とは認められない⁹。

例えばドイツでは、「敵対する武装集団によって蔓延しているレイプ被害は交戦地帯における女性の宿命であって、迫害ではないと片付けられてしまう」¹⁰ため、民族紛争中のレイプを理由に庇護を求めている女性たちは庇護の訴えを却下されてきた。イギリスの運動団体「ブラック・ウィメンズ・レイプ・アクション・プロジェクト」と「ウィメン・アゲインスト・レイプ」からも、ドイツと良く似た状況が報告されている。報告書には、反乱軍支持の疑いで尋問されている最中に兵士にレイプされたウガンダ人女性の例が挙げられている。この女性の訴えは、難民控訴審査員によって、レイプとは「性的欲望を満たす」行為であり、難民条約上の迫害ではないとして却下された。この判決は高等法院においても支持され、裁判官はこの女性は迫害の犠牲者ではなく「恐ろしい性欲」の犠牲者であるにすぎないと主張した¹¹。

4. 女性の活動は「政治的」か

この公と私の区別の存在は、何が「政治的」かという定義のされ方にも影響する。そのため、女性の活動は男性と同じような「政治的」活動とはみなされず、彼女たちの庇護申請はこの理由において却下され

ることがある。ほとんどの文化や社会に性別分業と性別役割は取り入れられていて、どの社会においても多くの場合、女性の活動は男性の活動とは異なる。実際に女性たちは、人を匿ったり、連絡係として働いたり、食糧や医療ケアを提供したりと「補助的」な役割を担い、より「間接的」な方法で政治活動に関わる。しかし女性の政治エリートははばかないため、彼女たちは非政治的な存在とみなされる。庇護の訴えが検討される際には、通常とは異なる女性の政治活動は大抵、見過ごされるかもしくは退けられてしまい、政治的意見を理由とする迫害に基づいた主張は受け入れられない。女性の政治的活動を真剣にとらえ、その活動を根拠とした女性の難民申請を適切に考慮するためのさらなる議論には、自国の差別的な法や規範に従うことを拒否する女性たちについての問題も関わってくる。従うことの拒否は政治との関連性のない私的な問題ではなく、このように規則や法に背くことを選ぶ女性たちが高度に政治的な活動に関与しているものと考えることができる。例えば、ベールやチャドルなどの特定の服装規範を強要する法に従わない女性は、極めて政治的な反対行動に従事していると捉えられる。一人っ子政策に反対する中国人女性についても同様の分析ができる。中国政府は一人っ子政策の違反者を、強制中絶や不妊手術のリスクにさらしているが、このような反対行動の争点である妊娠や出産の問題は「政治」性を構成することがなく、難民の定義の解釈から取りこぼされていく。

5. 文化的相違と迫害の不認識

「第三世界」諸国では一般的ともいえる迫害的慣習を「文化的相違」と位置づけ、通常状態の一部とみなすこともまた、ジェンダーに関連する迫害の認識を妨げている。迫害を文化的相違へ帰属させることでなされる迫害の通常化は、普遍的な女性の権利を定義することの可能性や、そうした権利に文化的配慮がなされるべきかという議論につながる。あらゆる「文化的相違」の擁護が、実のところどの程度、女性の権利を侵害し女性を迫害する慣習の擁護となってしまっているのかを見極めるのは困難である。Raoが指摘するように、文化的相違の維持の必要性を基に普遍的権利に反対する議論は、実際には様々な利益にかなっていて、女性解放に好意的でない体制にも用いられうる¹²。「伝統的」文化を擁護する主張は、家庭生活などの領域の支配を含んでおり、家庭内における女性の服従をもたらしてしまう¹³。

女性個人の権利と、女性に「伝統的」または「文化的」慣習を強いる人々の対立によって、女性に対する迫害は容易に引き起こされるが、文化的相違が声高に唱えられている状況では、そのような迫害を理由とした庇護の主張は正当とはみなされないだろう。例えば、イギリス控訴院の最近の判決は、帰国すれば女性器切除を強いられる恐れのあるシエラ・レオネ出身女性の庇護申請を却下した。裁判官の一人は、女性器切除の慣習は明らかにシエラ・レオネの大多数の人々に受容されているものであって、差別的ではないと主張した¹⁴。この決定は後に貴族院によって覆され、この庇護申請者は女性器切除の危険に晒されているシエラ・レオネの女性という「特定の社会的集団」の一員として考えられるとされた。この女性にとっては良い結果となったが、控訴院の裁判官による先の判決は、庇護申請の処理や判断に携わる多くの関係者がもっている文化相対主義に対しての懸念すべき傾向を示している。この文化相対主義は、もしヨーロッパ諸国がこのような女性たちの経験が紛れもない迫害であり、広く実践され許容される単なる地域的慣習ではないと認めてしまうと、女性庇護希望者が「氾濫」してしまうという恐れと相まって進行している。

6. 女性は「特定の社会的集団」とみなされるべきか

いかにしてジェンダー特有の迫害形態を難民条約上の要件として確固たるものにするか、に関する法的議論の多くは、「特定の社会的集団」の概念を中心に展開してきた。特定の社会的集団の構成員であることは、難民条約上の難民の地位を認定する根拠となる迫害の理由の一つである。ジェンダーに関連する迫害がある国で蔓延している際には、その国の女性を特定の社会的集団の構成員とみなすことができ、多くのケースがこのカテゴリーに当てはまると考えられる。しかしながら、このように女性を特定の社会的集団として認めることに対する反対もある。欧州議会は、女性を特定の社会的集団として認識することは望ましい解決策としている。同議会は1984年に、性別に基づく迫害の犠牲者となってきた女性を難民条約の特定の社会的集団として認めるよう各国に求める決議（訳者注：難民の地位に関するジュネーブ条約の適用についての欧州議会決議）を採択した。UNHCRもまた同様の方針を支持し、『難民女性の保護に関するガイドライン』¹⁵において、社会規範に背いたことで迫害に晒されている難民女性を特定の社会的集団の構成員として認めるよう求めている。しかし、この条約上の要件に基づいて女性に難民の地位を与えている事例もあるが、大勢の女性庇護希望者に開かれた幅広いカテゴリーの前例を作らないために、特定の社会的集団を構成するための要件は相変わらず非常に制限的である。ジェンダーを特定の社会的集団の性質としてより一般的に認めてしまうと女性の庇護申請の「氾濫」が起こるという認識があるため、ヨーロッパの大部分の国がこうした方向へ向かうとは考えにくい。例えば、フランスの難民訴訟委員会委員長はインタビューのなかで、女性が特定の社会的集団を構成するという原則を認めてしまえば「人類の半分」からの庇護希望を受け取るリスクを引き起してしまうと述べた¹⁶。

さらに、ある共通するジェンダーという考え方に基づいて、特定の社会的集団として大まかに分類されることが、女性庇護希望者にとって有益なのかという問題には議論の余地があり、この分類は包括的すぎて不適当だという主張もある¹⁷。「女性」は一つのまとまりのある社会集団を構成しないし、どのような国においても様々な女性の地位と状況には数えきれないほどの違いがあることは、これまで多くのフェミニストの間で議論されてきた。庇護の主張に関していえば、「ジェンダーに言及するだけで説明可能な共通の経験を女性が有している、という前提そのものが、議論を弱体化させてしまう」¹⁸。女性を特定の社会的集団として定義しようとすると、ジェンダーの相違を本質化するという罠に陥り、難民女性を「野蛮」な第三世界文化の犠牲者として描き出すことにもなりうる¹⁹。第三世界諸国出身の女性を「犠牲者」として描く表象において問題なのは、そうすることで「かれら」と「わたしたち」、つまり「他者の女性たち」と「西洋の女性たち」の対立を揺るぎないものとしてしまうことである。この対立によって、さまざまな社会におけるジェンダー不平等の本来の構造と、その結果として女性が迫害される原因が見えにくくなってしまう可能性がある。

7. 立証責任と信憑性

庇護希望者に対する疑念の風潮によって、かれらの主張を立証するために必要とされる「証拠」の水準

は上がり続けている。多くの場合、要求されるのは、傷跡を証明する医療診断書を伴う、暴力や迫害の身体的な証拠である。そして、こうした証拠の要求に応えることは、特に性暴力やレイプの被害を受けた女性にとっては困難である。この種の暴力は証明するのが難しく、女性たちも語りたがらず、さらなる羞恥心のために診察を受けたがないことがあるからだ。筆者の調査インタビューに答えた女性たちやNGOはそろって、女性の庇護申請が却下される理由として証拠の不十分さを指摘した。

皮肉なことに、ジェンダーに関連する迫害をより認めようとする動きが、結果として、そうした事例の証明をより難しくしてしまっている場合がある。一度判例を出すと他の大勢の庇護希望者が「便乗」するだろう、という移民審査官の想定がその原因である。フランスのNGOは、女性器切除の恐れを理由とした女性の庇護申請において、医療診断書や鑑定人の証言で要求される証拠のレベルは非常に高く、こうした証拠を全て揃えられない申請者は確実に申請を却下されてしまう、と報告している²⁰。

レイプや性暴力を理由に庇護を希望する女性の数が増加すると、意思決定者は「女性はみなレイプされたと主張する」と考えるようになり、信憑性が問題となる²¹。ShotteとSchuckarが指摘するように、紛争地域からやってきた庇護希望者は、しばしば非常に類似した性暴力とレイプのストーリーを語る。そのため、彼女たちは庇護を得るための作り話をしていると非難されるのである²²。庇護を求める最初の段階でレイプや性暴力についての詳細を説明しなかった場合、それが多くはやむを得ない心理的・社会的事情によるものであるにもかかわらず、女性たちの証言は信用されにくくなる²³。

8. ジェンダー・ガイドライン

国際法と政策の実施に関する上記のような批判に対処し、ジェンダーの問題がしっかりと庇護申請審査で考慮されることを目的として、いわゆる「ジェンダー・ガイドライン」が数ヶ国で導入されている。このようなガイドラインの導入は、UNHCRにも支持されている解決法である。UNHCRは庇護審査過程でジェンダーに配慮することを各国に促すために、長年にわたって様々なガイドラインを作成してきた。しかし、ヨーロッパ諸国にみるように、第1にガイドラインを各国の政策や法制に取り込む必要性については統一した支持がほとんど得られず、第2に、ガイドラインが採用されている国においても、その執行は不完全である。

ヨーロッパ諸国の庇護過程はいまだ不透明なままであり、「本物」と「偽物」の難民を見分けることのできる論理的、または「科学的」な手続きが確立しているという考えは、誤りである²⁴。決定は移民審査官や裁判官の個人的な直観によって下されることが多い。つまり、ジェンダーに配慮した庇護政策・過程にとって望ましい判断が注目される一方で、構造的なジェンダー不平等という一般的な傾向が庇護過程の根本に残ったままである。庇護審査官や裁判官が庇護希望者をヨーロッパの安全に対する「脅威」として見るのか、それとも何の脅威もない庇護に値する良き「犠牲者」として認識するのか、という背景には、社会経済的、文化的要因が存在する。こうした枠組みの中で自らを「犠牲者」として描く必要性が、庇護の主張を特定の様式に当てはめるように女性たちを駆り立てている。NGOや支援団体も、ヨーロッパ社会を脅かすことのない良き犠牲者という、ジェンダー化され人種化されたステレオタイプに女性たちが従うよう手を貸している。

9. 難民の表象

これまでの議論の根底にあるのは、難民女性を無力な犠牲者として描き、「わたしたち」と「かれら」、つまり西洋の女性たちと人種化された「他者」の差異を強調する支配的な表象の問題である。「他者」の国々で起きている迫害は、不変的な社会的・文化的特徴に帰せられてしまい、ジェンダーに関わる暴力の全てに内在しているジェンダー不平等の本当のダイナミクスは、「こちら側」でも「あちら側」でも分析されない。

庇護や難民について発言する西洋のフェミニストたちは、ある慣習だけを迫害とみなし、一方で他の慣習を迫害とは判断しづらいものとして識別するが、それを容易にさせるのは、このような自民族中心主義的で人種化しようとする態度である。例えば、女性器切除は「他者」文化のパラダイムに取り上げられる慣習のひとつであり、多くのフェミニスト・キャンペーンの対象にされてきた。その反面、他の国々におけるDV被害者支援のために結集する女性や、西洋諸国のDV被害者こそ国際的な庇護を求めるべきであると提案する女性はほとんどいない。このような文化的慣習と女性庇護希望者の「他者化」は、西洋女性の経験と庇護を求める女性の経験との間に断絶を生む。どうすればこの問題含みの二分法を、人種、階級、エスニシティによる女性の違いを無視した見せかけの普遍主義に回帰することなく、乗り越えることができるのだろうか。その答えは、女性に対する迫害とは何か、そして庇護を求める女性や難民女性を「助ける」には何が出来るかを検討する際に、注意深くローカルな文脈と国際的な文脈を考慮することにある。そしてまた、難民保護におけるジェンダー平等の達成を阻む障害を理解するには、これまでに形成されてきたグローバルな規範と、難民と庇護希望者の女性を表象するのに用いられている枠組みを批判的に検討することも必要である。ジェンダー特有の迫害に関わる問題の枠組み形成において、女性庇護希望者と難民女性の「声」は無視されている。女性たちは政治的、社会的、経済的に周縁化され、排除されているため、既存の熟議的な機会には彼女たちには開かれていない。ジェンダー特有の政策や立法を求めるNGOや支援団体はこうした女性たちに代わって活動しているが、当の女性たち自身の声はその過程にはほとんど、もしくは全く反映されていない。女性庇護希望者と難民女性たちを代弁することは、これまで議論してきたような既存の文化的規範に強く依存し、当の女性たちを「犠牲者」の役割に封じ込める表象と枠組みにつながってしまう。ジェンダーに関わる強制移住の原因を真に理解するには、逃れてきた女性たちの声と視点を考慮し、固有の経験と国家及びローカルそれぞれの文脈に保護のための解決策を合わせる必要があるだろう。

* 本稿のオリジナルは英語であり、難民研究フォーラムのウェブサイト (<http://www.refugeestudies.jp/>) に掲載している。

- 1 本稿は2012年2月17日に一橋大学にて開催された特別講演Persecution and Protection: Gender and Asylum in European Union (主催: EUスタディーズ・インスティテュート[EUSI]) のために書かれた短縮版原稿の全訳である。
- 2 Freedman, J., *Gendering the international asylum and refugee debate*, Palgrave Macmillan, 2007.

- 3 *ibid.*
- 4 Freedman, J., "Analysing the Gendered Insecurities of Migration: A Case Study of Female Sub-Saharan African Migrants in Morocco," *International Feminist Journal of Politics*, 14(1), March, 2012.
- 5 Charlesworth, H. and Chinkin, C. M., *The Boundaries of International Law: A Feminist Analysis*, Manchester University Press, 2000.
- 6 Copelon, R., "Intimate terror: Understanding domestic violence as torture," in Cook, R. ed., *Human Rights of Women: National and International Perspectives*, University of Pennsylvania Press, 1994.
- 7 Pearce, H., "An Examination of the International Understanding of Political Rape and the Significance of Labeling it Torture," *International Journal of Refugee Law*, 14(4), October, 2002.
- 8 *ibid.*
- 9 Macklin, A., "Refugee Women and the Imperative of Categories," *Human Rights Quarterly*, 17(2), May, 1995, pp. 213-279.
- 10 Ankenbrand, B., "Refugee Women under German Asylum Law," *International Journal of Refugee Law*, 14(1), January, 2002.
- 11 BWRAP & WAR, *Misjudging Rape: Breaching Gender Guidelines and International Law in Asylum Appeals*, Crossroads Books, 2006.
- 12 Rao, A., "The Politics of Gender and Culture in International Human Rights Discourse," in Peters, J. and Wolper, A. ed., *Women's Rights, Human Rights: International Feminist Perspectives*, Routledge, 1995, pp. 167-175.
- 13 Molyneux, M. and Razavi, S., *Gender Justice, Development and Rights*, Oxford University Press, 2002.
- 14 Refugee Women's Resource Project, "'Gender' and 'tribal membership' can define social group, USA Appeal Court reiterates," *Women's Asylum News*, 54, Oct. 2005, pp. 1-4.
- 15 UNHCR, *Guidelines on the Protection of Refugee Women*, 1991.
- 16 2005年9月に行ったインタビュー。
- 17 Crawley, H., *Refugees and Gender: Law and Process*, Jordan, 2001.
- 18 *ibid.*, p.73.
- 19 Oswin, N., "Right Space: An Exploration of Feminist Approaches to Refugee Law," *International Feminist Journal of Politics*, 3(3), 2001, pp. 347-364.
- 20 2005年、2006年に行ったインタビュー。
- 21 2006年3月に行ったインタビュー。
- 22 Binder, S. and Tasic, J., "Refugees as a Particular Form of Transnational Migrations and Social Transformations: Socioanthropological and Gender Aspects," *Current Sociology*, 53(4), July, 2005.
- 23 *supra* note11.
- 24 Valluy, J., *Rejet des exilés: Le grand retournement du droit de l'asile*, Editions du Croquant, 2009.